

名寄市立総合病院卒後臨床研修同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、名寄市立総合病院卒後臨床研修同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、あわせて名寄市立総合病院との情報交換等を行うことを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、名寄市立総合病院において初期または後期臨床研修を修了した者、および研修中の者をもって構成する。

(役員)

第4条 本会に会長1名、幹事若干名、顧問1名の役員を置くものとする。

2 会長は、会員の互選により選出し任期は2年とする。ただし再選は妨げない。

3 幹事は、名寄市立総合病院において初期または後期臨床研修を修了した者から若干名、研修中の初期研修医から各年次1名を互選により選出する。

4 顧問は、名寄市立総合病院臨床研修管理委員長が務めるものとする。

(会議)

第5条 会長は年1回定期総会を開催する。また、必要のあるときは臨時総会を開催することができるものとする。

(事業)

第6条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 同窓会誌の発行(年1回)

(2) 名寄市立総合病院ホームページ等による情報提供

(3) その他必要な事業

(運営費)

第7条 本会の運営に必要な諸経費は、名寄市立総合病院からの補助金を充てるものとする。

(事務局)

第8条 本会事務局は、名寄市立総合病院事務部総務課内に置くものとする。

附則

本会則は、平成29年11月1日より施行する。

名寄市立総合病院卒後臨床研修同窓会役員（案）

顧問 和 泉 裕 一

会長 鈴 木 康 秋

幹事

幹事長・・・1名

幹 事・・・若干名

研修医（1年次）・・・1名

研修医（2年次）・・・1名